

奥州市公告

南岩手交流プラザリニューアル事業 基本計画策定業務に係る公募型プロポーザルを、次のとおり実施する。

令和 7 年 8 月 19 日

奥州市長 倉 成 淳

1 業務概要

(1) 業務名

南岩手交流プラザリニューアル事業 基本計画策定業務

(2) 業務内容

資料 1「南岩手交流プラザリニューアル事業 基本計画策定業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 16 日まで

(4) 提案上限額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なおこの金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、契約の金額については、予定価格の範囲内において協議して定めるものとする。

2 選定方式

公募型プロポーザル方式による。

3 プロポーザルの日程

内容	期日等
現地見学会の開催	令和 7 年 8 月 28 (木) ・ 29 日 (金)
企画提案書作成等に係る質問期限	令和 7 年 9 月 2 日 (火)
質問への回答	質問書到着から原則 3 営業日以内
参加表明書提出期限	令和 7 年 9 月 19 日 (金) 午後 5 時まで
参加資格審査結果通知	令和 7 年 9 月 24 日 (水)
企画提案書提出期限	令和 7 年 10 月 8 日 (水) 午後 5 時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 7 年 10 月 15 日 (水)
選考結果の通知・公表	令和 7 年 10 月 16 日 (木)
契約締結及び業務開始	令和 7 年 10 月 30 日 (木)

4 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去 10 年以内（平成 27 年 4 月から令和 7 年 3 月末まで）に観光案内所や賑わい施設等の開発計画策定業務を履行した実績があり、この業務を遂行することができる能力を有していると認められること。
- (2) 管理技術者として、「建築士法」による一級又は二級建築士がいること。
- (3) 「会社更生法」に基づく更生手続開始の申立て又は「民事再生法」に基づく民事再生手続開始の申立てがなされておらず、この業務を遂行することができる経営基盤を有していると認められること。
- (4) 「奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準」及び「奥州市物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱」に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 「地方自治法施行令」第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 「奥州市暴力団排除条例」に基づく「奥州市暴力団等排除措置要綱」第 3 条の規定に該当する者でないこと。
- (7) 現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと。

5 連絡先

担当部署：奥州市商工観光部観光物産課

担当者：鳥海 友紀/井上 悠太

所在地：〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

電話：0197-34-1759

FAX：0197-24-1992

E-mail：kankou@city.oshu.iwate.jp

6 その他

プロポーザルに係る提案（プレゼンテーションを含む。）の実施に要する一切の費用は、提案者の負担とする。